平成26年8月22日

第362	1831 1711-	147	<u> </u>
和区	目 次		
	告 示 (第732号)		
	○都道府県指定試験機関の住所及び二級建	は築士等試験事務を行う事務	
	所の所在地の変更	(建築指導課)	1
	公 告		
報	○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	1
	○一般競争入札の実施	(漁業管理課)	3
ধ	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村か	ら聴取した意見等	
账		(中小企業振興課)	6
	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村か	ら聴取した意見等	
沮		(中小企業振興課)	6
幅	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村か	ら聴取した意見等	
		(中小企業振興課)	7
	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村か	ら聴取した意見等	
金曜日		(中小企業振興課)	7
翎	○大規模小売店舗立地法に基づき市町村か	ら聴取した意見等	
22 H		(中小企業振興課)	7
町	○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規	記定に基づく変更の届出	
年8		(中小企業振興課)	8
ķ 26	○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規	是定に基づく変更の届出	
平成		(中小企業振興課)	8
	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
ᄀ	○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	12
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

福岡県告示第732号

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の6第3項において準用する同法第10条の 6第2項の規定に基づき、都道府県指定試験機関から住所及び二級建築士等試験事務を 行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公 示する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小 川 洋

- 都道府県指定試験機関の名称 公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更後の住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

示

都道府県指定試験機関の住所	二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町3番6号	東京都千代田区紀尾井町3番6号

変更の年月日

平成26年8月18日

告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第

毎週火金曜日 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号 - 0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号 定期発行日 毎週火 〔発行〕〒812-8577 〔作成〕〒812-0041

(電話 092-643-3028) (電話 092-611-4431)

総務部行政経営企画課社 西日本新聞印刷

福岡県株式会社

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 漁業調査船「ずいよう」1隻
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理 人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 人、支配人その他の使用人又は人札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格 の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの
 - エ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

- ク 営業概要表 (様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組 合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年9月10日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る入札参加申込み確認票を期限までに提出し、受理された者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 27年9月末日までとする。 (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達内容
- (1) 調達物品及び数量 漁業調査船「ずいよう」 1隻
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月13日(金曜日)
- (4) 納入先 福岡県水産海洋技術センター有明海研究所
- (5) 納入場所 柳川市吉冨町728番の5 沖端漁港内 係留地
- 2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第117号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
 - ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

汨

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成26年10月1日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具(電気通信機 器)	A A
05	09	機械器具(農林水産機 器)	A A
06	03	車両・船舶(船舶・その他)	A A

- (2) 平成21年度以降に、有明海地区においてもっぱらノリ養殖作業に用いる漁船を建造した実績を有する者
- (3) 納入しようとする船の主要構造が仕様書の基準を満たすことができる者
- (4) 当該船の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに 応じて速やかに提供できると認められる者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- (7) 上記(1)から(6)までに示す条件を満たすことの入札参加申込み確認票を平成26年9 月11日 (木曜日) までに提出した者

なお、提出した入札参加申込み確認票等について説明を求められたときは、これ に応じなければならない。

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
- (1) 入札手続に関すること

〒832-0055 柳川市吉冨町728番の5

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課 (庶務)

電話番号 0944-72-5338

(2) 工事に関すること

〒832-0055 柳川市吉冨町728番の5

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課 (研究)

電話番号 0944-74-0530

- 6 契約条項を示す場所 5の(1)の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

平成26年8月22日(金曜日)から同年9月11日(木曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで5の(1)の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の(1)の部局とする。
- (2) 提出期限 平成26年10月1日(水曜日)午後4時30分
- (3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒832-0055 柳川市吉冨町728番の5 福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 大会議室

(2) 日時

平成26年10月2日(木曜日)午後1時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全でが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。再入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格を入札した者と随意契約を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付 又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上 を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加 わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その価格が予定価格算出の基礎となった直接の製造費又はこれに相当する額に満たないときは、調査のうえ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合もある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者 にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の うち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

LC

汨

22 平成26年8月 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Inquiry Vessel 1
- (2) Delivery period: By March 13, 2015
- (3) Delivery place: 728 5 Yoshitomi-machi, Yanagawa-city, Fukuoka, Japan
- (4) Time limit for tender: 4:30 P.M. October 1, 2014
- (5) Contact point for the Notice: Fukuoka Fisheries & Marine Technology Research Center Ariakekai Laboratory.

728 – 5 Yoshitomi-machi, Yanagawa-city, 832 – 0055, Japan

Tel 0944 - 74 - 0530

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法|という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マックスバリュ小郡店、ザ・ダイソー小郡七夕通り店
- (2) 所在地 小郡市小板井字蓮輸92番4ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マックスバリュ小郡店、ザ・ダイソー小郡七夕通り店
- (2) 所在地 小郡市小板井字蓮輸92番4ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・最大限に交通事故防止・交通渋滞解消・生活道路への侵入防止等に対する対策を 講じるよう配慮すること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・トレー容器のリサイクル回収場所の設置をすること。
 - ・古紙再生品(七タロール等)の販売をすること。
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・室外機、荷捌作業、駐車場の騒音に留意し、苦情が発生した場合は誠実に対処す ること。その他、近隣住民により環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速 に対処すること。
- (6) 廃棄物に係る事項等
 - ・家庭系一般廃棄物とは、別に事業系廃棄物としての適性な処理を行うこと。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
 - · 小郡都市計画小板井地区地区計画、筑後川流域景観計画、福岡県屋外広告物条例 その他都市計画法の手続きに関し関係機関及び地元と十分協議を行うこと。
- (8) その他

官に と、 なお

・なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめタウン筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡 中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオンモール筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市大字立明寺434-1ほか
- 2 注第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
 - ・駐車台数の減により、ピーク時には公道において駐車待ちの行列の発生が懸念される。周辺交通に支障をきたさないよう敷地内において立体駐車場の増設及び空きスペースへの円滑な誘導等の対策を講じること。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・駐車台数減、駐車位置見直しにより、店舗及び公道への歩行者経路に変更がある場合は、標識による誘導や敷地内横断歩道の設置等、歩行者の安全性確保に万全を期すこと。
 - ・児童生徒の交通安全確保を図るとともに、通学路にあたる小中学校の関係者に十 分な説明を行うこと。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・特になし
- (4) 防災・防犯対策への協力
 - ・特になし
- (5) 騒音の発生に係る事項
 - ・特になし

_

- (6) 廃棄物に係る事項等
 - 特になし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
 - ・今回の計画により、新たな広告看板等の設置が見込まれる場合、福岡県屋外広告 物条例に基づく申請等所要の手続きを行う必要がある。
- (8) その他
 - ・特になし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年7月29日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ゆめモール柳川
- (2) 所在地 柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか10者

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第 5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告 する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年7月28日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 イオンスーパーセンター岡垣店
- (2) 所在地 遠賀郡岡垣町大字黒山338番1ほか
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ① 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変 更 後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場 (店舗北側及び東側)	1,341台	駐車場 (店舗北側及び東側)	848台
合計	1,341台	合計	848台

② 駐輪場の位置及び収容台数

変り	更 前	変	更 後
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場No. 1 (店舗 北側)	24台	駐輪場No. 1 (店舗 北側)	38台
駐輪場No. 2(店舗	37台	駐輪場No. 2 (店舗	33台

東側)		東側)	
駐輪場No. 3 (店舗 北側)	35台	駐輪場No. 3 (店舗 東側)	24台
駐輪場No. 4 (店舗 北側)	43台	駐輪場No. 4 (店舗 北側)	46台
駐輪場No. 5 (店舗 東側)	35台	駐輪場No. 5 (店舗 東側)	52台
駐輪場No. 6 (店舗東側)	38台	_	_
合計	212台	合計	193台

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市字竹尾960番1の一部、960番2の一部、961番の一部、962番の一部及び963番の一部並びに町有地である道路の一部(福間駅東土地区画整理事業110-1街区3-1両地から3-9両地まで、110-2街区1-1両地及び1-2両地)

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅南三丁目10番23号

株式会社マルイ不動産システム

代表取締役 稲富 千里

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字新代字下田2203番、2204番1、2204番2、2205番1及び2205番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字新代2316

医療法人 八女発心会

理事長 姫野 信吉

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市篠原東三丁目216番4、216番9から216番11まで、219番1から219番6まで、228番1から228番4まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糸島市有田898-1

株式会社 髙木建設

代表取締役 髙木 善一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市須玖北三丁目1番1から1番13まで、3番1から3番7まで、4番1から4番4まで、12番1から12番3まで、13番1、13番2、14番1、14番2、15番1、15番2、16番1から16番6まで、17番2、18番1、18番2、19番1から19番4まで、20番

1から20番4まで、21番1から21番5まで、22番1から22番3まで、並びに須玖北四 丁月1番、2番、3番2、15番3、16番2、17番2、17番3、1000番1、1000番3か ら1000番11まで及び2000番1から2000番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号

医療法人 徳洲会

理事長 鈴木 隆夫

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄二丁目3800番93、3800番97、3800番98、3800番100、3800番105から 3800番109まで、3802番2、3802番11から3802番16まで、3803番1、3803番2、3804 番、3829番6から3829番9まで、4647番2から4647番6まで、4648番5及び4648番6

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市針摺中央二丁目7番7号

黒崎建設株式会社

黒﨑 直樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称 宗像市武丸字長浦889番23

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宗像市石丸2-23-4サンヒルズB102 河野 晃司

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非 営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す る。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日 平成26年7月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

NPO法人 プロジェクト かま

- (2) 代表者の氏名 下川 行成
- (3) 主たる事務所の所在地 嘉麻市上西郷440番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は嘉麻市が行うプロジェクトK(様々な立場の人を対象に、生きがいの ある町づくり)を推進するとともに、幼児・児童・生徒・成人・高齢者に対して、 スポーツ・運動・学術・芸術・文化の指導・普及・振興に関する事業を行い、健康 の保持増進・学力の向上・人格の形成・地域の活性化に寄与することを目的とする

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非 営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年8月4日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人こだまの会

(2) 代表者の氏名

永富 誠一

(3) 主たる事務所の所在地

宮若市本城428番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいを抱える子ども(者)に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障がい者福祉の増進及び障がい者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年7月31日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス勝立店
- (2) 所在地 大牟田市天道町200番1ほか

- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年4月1日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1.367平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗北西側	46

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗南西側	2
店舗南西側	10
合 計	12

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舖南西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
店舗内北東側	10.49

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取 り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日 平成26年8月13日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の 所 在 地	代表者の氏名	許可番号
福子建設	久留米市荒木町白口2076 - 1	野崎研二	平成25年10月22日 福岡県知事許可(特-25) 第107513号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土木工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の 許可の取消し

4 処分の原因となった事実

福子建設の代表者は、傷害罪により、平成26年5月27日に福岡地方裁判所久留米支 部から懲役1年(執行猶予5年)の判決を受け、同年6月11日にその刑が確定してお り、建設業法第8条第7号の欠格要件に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号に該当する。